

答 申

(仮称)豊中市文化芸術推進基本計画の策定について

令和2年(2020年)12月

豊中市文化芸術振興審議会

1. はじめに

令和元年(2019年)10月、当審議会は、豊中市長から、(仮称)豊中市文化芸術推進基本計画の策定について、諮問を受けた。

諮問を受け、令和元年度に3回、令和2年度(2020年度)に2回、また、電子メール等での意見交換も行い、これまでの市の取組みや、文化芸術をめぐる府や国の動き等を踏まえ、(仮称)豊中市文化芸術推進基本計画(以下「基本計画」という。)の策定にあたって、方向性や留意すべきこと等について審議を行ったので、下記のとおり答申する。

2. 今回の見直しの趣旨について

基本計画は、平成20年(2008年)に策定した豊中市文化芸術振興基本方針(以下「基本方針」という。)並びに基本方針を具体的に進めていくために平成24年(2012年)に策定した豊中市文化芸術推進プラン(以下「推進プラン」という。)の計画期間が令和2年度までとなっていることから、これら基本方針と推進プランを統合した形で新たに策定するものである。

また、平成6年(1994年)に策定した豊中市文化振興ビジョン(以下「振興ビジョン」という。)については、記載された施策の多くが関係分野の計画や方針等において整備が図られていることから、基本計画については、振興ビジョンに掲げる市民文化の活性化を中心とする施策展開を図りつつ、引き継ぐべき施策については反映させることとし、基本計画の策定をもって、振興ビジョンの計画期間は終了することとする。

さらに、基本計画は、平成29年(2017年)に施行された文化芸術基本法において定められている地方文化芸術推進基本計画としても位置付けることとした。

以上のとおり、基本計画に関しては、基本方針及び推進プランの計画期間の満了と、振興ビジョンの整理に伴う本市の文化芸術推進の新たな計画として、また、法に基づく文化芸術推進基本計画としての位置づけとして策定するものである。

計画期間については、平成30年度(2018年度)からスタートした第4次豊中市総合計画(以下「第4次総計」という。)が終了となる令和9年度(2027年度)までの7年間とするのが望ましいと考えるが、社会情勢に鑑みて見直すことも必要である。

3. 基本方針及び推進プランに基づく取組みの成果と課題

基本計画の策定は、今までの取組みの成果を踏まえながら、将来に向け、残された課題の解決をめざす事業展開等を見据えて行われるべきである。これまでの取組みの成果と課題について、次のとおり示すので、参考にされたい。

まず、市は、市内に立地する大学や交響楽団、市民活動団体等と協働で、音楽あふれるまちを具現化する取組みを推進し、平成 27 年度(2015 年度)には、府内で初めて、文化庁長官表彰「文化芸術創造都市部門」の被表彰都市となった。これは、文化芸術の創造性を活用し、地域の特性を活かした活動の成果が評価されたものである。

次に、平成 29 年(2017 年)1 月には、文化芸術センターを開設し、指定管理者と連携して、その強みを活かし、音楽をはじめとするさまざまな事業を展開している。一方で、人材育成や社会包摂事業など、これからの展開がいつそう期待されるものもあり、今後は、基本計画に掲げる役割をさらに発展させ、文化芸術センターの機能強化を図ることが必要である。

また、基本計画の策定においては、文化芸術の普遍的な価値を大切にしつつも、領域横断的に活用して地域の活性化に取り組むという文化芸術創造都市としての役割を明確にするとともに、令和 12 年度を年限とする 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(SDGs)の実現に向け、文化芸術が果たすべき役割を意識した事業展開が必要となる。

これらを踏まえ、豊中ならではの 4 つ戦略と、戦略に基づいた 5 つの具体的なプログラムを次のとおりとする。

戦略

- ①住宅都市・豊中の歴史や価値が息づく地域資源の積極的な活用
- ②多様な主体との連携により、さまざまな分野に文化芸術を活かす
- ③時代を担う子どもたちへの積極的なアプローチ
- ④文化芸術センターを活用した取組の推進

推進プログラム

- (1)文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進
- (2)人材の育成と文化芸術活動の推進
- (3)音楽あふれるまちづくりの推進
- (4)地域資源の活用と発信
- (5)文化芸術環境の充実

4. (仮称)豊中市文化芸術推進基本計画の策定にあたって留意すべきこと

推進プランの見直しにあたっては、次の事項に留意することが必要であると考えます。

(1)豊中市文化芸術推進基本計画の基本的な考え方について

上記2及び3で述べたことを反映した文面とされたい。また、今までの「基本方針」「推進プラン」「振興ビジョン」と、本基本計画との関連性を明らかにされたい。

(2)災害時等における豊中市の文化芸術のあり方について

府や国の動きを注視しつつ、地震や豪雨などの災害時や、新型コロナウイルス感染症拡大といった有事の際における豊中市の文化芸術に対する姿勢についても表明されたい。

(3)新たな推進プログラムについて

現行の5つのプログラム構成を基本的に維持しつつ、取組みの進捗状況、今後の施策展開等を踏まえた構成とされることが適切であると考えます。特に国の文化芸術推進基本計画に定める、文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値など文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環するという視点を組み込まれたい。

(4)重点プロジェクトについて

推進プログラムのうち、重点的、横断的に取り組む施策について、重点プロジェクトとして位置づけ、推進していただきたい。例えば、第4次総計でリーディングプロジェクトとして掲げられている南部地域活性化プロジェクトに資する事業や、次代を担う子どもたちにいっそう文化芸術に触れ、体験してもらえる施策などを展開いただきたい。

5. むすびに

市民の文化芸術の拠点である文化芸術センターを順調に運営され、さらには、文化芸術振興基金も創設し、子どもを対象としたものや地域課題の解決を図る事業などの展開も見られる。また、文化芸術基本法が施行され、文化芸術をめぐる状況がさまざまな動きを見せる中ではあるが、市としてすでに取り組んでいることも多い。これまでの成果と課題を踏まえて十分に検討し、対応することが適切であると考えます。

また、近年の自然災害、特に、新型コロナウイルスの感染が全世界の様相を一変させた。その問題は医療だけにとどまらず、社会・経済にも多大な影響を及ぼしている。新しい生活様式が余儀なくされているが、このようなときこそ、文化芸術が果たす役割というもの大きい。市として歩みを止めることなく、市民に勇気や希望を与えていただきたい。

この答申を踏まえて基本方針及び推進プランを適切に見直し、後継計画の策定と、次の段階の取組みの充実につなげ、今後も引き続き、文化芸術のさらなる振興に向けた施策等が推進されることを大いに期待するものである。